

# 京都府アスレティックトレーナー協議会設置要項

## 第1章 総 則

第1条 公益財団法人京都府スポーツ協会（以下「本会」という。）スポーツ科学委員会規程第2条(1)から(3)の事業を処理するために、京都府アスレティックトレーナー協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

第2条 この協議会の事務所は、本会事務局内に置く。

## 第2章 目 的

第3条 この協議会は、本会スポーツ科学委員会のもと、京都府における日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（以下「JSP0-AT」という。）の育成および資質向上を図り、京都府のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

## 第3章 協議・協力事項

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議・協力する。

- (1) JSP0-AT の情報交換に関すること。
- (2) 国民スポーツ大会の本部役員帯同アスレティックトレーナーの推薦に関すること。
- (3) JSP0-AT 養成講習会受講者の推薦に関すること。
- (4) JSP0-AT の派遣に関すること
- (5) 各種講習会、研修会等への協力に関すること。
- (6) JSP0-AT 連絡会議に参加、協力に関すること。
- (7) その他、目的達成に関連すること。

## 第4章 構 成

第5条 この協議会は、京都府登録の JSP0-AT 資格保有者で本会の趣旨に賛同する者、および第5章に示す役員をもって構成する。

## 第5章 役 員

第6条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) アドバイザー（スポーツドクター等） 若干名

第7条 役員は、次の区分から選出して構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 本会スポーツ科学委員会 若干名
- (2) 行政関係者 若干名
- (3) 教育機関関係者 若干名

- (4) 医療関係者 若干名
- (5) AT 資格養成校関係者 若干名
- (6) 本会会長が必要と認めた者 若干名

第8条 委員長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたとき、その職務を代行する。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 役員会

第10条 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

第11条 役員会の議事は、出席した者の合意で決定する。

## 第7章 規程の変更

第12条 この規程は役員会の同意を得たのち、本会スポーツ科学委員会の承認を受けなければ変更することはできない。

附 則

この規程は令和5年4月1日より施行する。